

宇土市民プール受付け及び監視業務仕様書

1. 施設名

- | | | |
|-----|----|-----------------------------------|
| (1) | 住所 | 熊本県宇土市旭町375番地 |
| (2) | 名称 | 宇土市民プール |
| (3) | 設備 | 50mプール（8コース）
幼児プール
スライダープール |

2. 目的

市民プール開園中，利用者が安全に安心して遊泳ができるよう，常時施設の設備や機具等の安全確認及び水質管理を実施し，また施設内における不法行為の予防・防止に努め，場内の秩序維持並びに利用者への指導，監督を行い，プール事業の円滑な運営に寄与する。

3. 業務内容

- (1) 施設設備の利用提供に関する業務
 - ア 受付・案内業務
 - イ 利用予約受付業務
 - ウ 利用料金の收受業務
 - エ 利用者の誘導・整理・安全確保業務
 - オ 傷病者の救護及び状況報告業務
 - カ 利用状況の集計・報告業務
 - キ 業務日誌・月報の提出
 - ク その他利用提供に関する業務
- (2) 建物及び付属設備の維持保全に関する業務
 - ア 機械等運転監視及び水質維持保全業務
 - イ 清掃業務
 - ウ 建物維持管理業務
 - エ 害虫防除
 - オ 設備・機器等の保守点検・管理業務
 - カ 備品等管理業務
 - キ 維持管理用消耗品・清掃用消耗品・事務用消耗品等の購入
 - ク 簡易な修繕

4. 業務範囲

本業務の範囲については市民プール施設及び駐車場までとし，一部の業務を除いて開園期間中とする。

5. プール開園までの留意点

(1) 事前に手配する事項

ア 薬品の手配

開園期間中に水質維持のために使用する薬品は、昨年閉園時の残量を基準に、開園期間中に使用する薬品を手配する。

イ 監視員の確保

必要な監視員がいない場合はプールを開園できないため、事前に確保し、監視員全員、消防署が実施する救急救命講習（3時間コース以上）を受講させる。

ウ EM菌の投与

藻の付着などのプール槽内の汚濁を軽減するため、春ごろプール槽内にEM菌を投与しておく。

エ 入場券の印刷

開園期間中に必要な入場券（個人券、回数券、引率券）の準備。

オ 監視員の確保

監視員の人数及び配置場所の確認。

カ 水質検査

毎月実施すること。

(2) 開園前の清掃

プールの清掃については、給水のためのポンプや水質を管理する濾過機などの設備の不具合等も予想されることから、期間には余裕を持ち実施すること。

ア プールの排水口を開き排水開始

- ・ プール槽内の水は河川に直接放水するため、周辺地域の環境に配慮すること。
- ・ 排水完了まで1日以上、清掃作業に5日程度、給水に5日程度、開園前の濾過機での浄化に3日程度要することを念頭におき、作業開始の期日設定が必要。
- ・ 市民プールは火災時の消防水利となっており排水開始日と満水予定日を宇城消防本部と地元消防団（危機管理課）に連絡する。

イ 清掃の開始

- ・ 高圧洗浄機等の必要な機材や清掃用の薬品は事前に手配しておくこと。
※ 薬品は環境に害の無いものを選択する。
- ・ 休園中に茂った施設内の除草を行なう。
- ・ 清掃にあたっては機材や薬品などあらゆる機具材料を利用し、効率的且つ効果的な方法を創意工夫する。
- ・ 遊び場のタイルや洗浄設備等も高圧洗浄機を使用して清掃する。

ウ 給水の開始

- ・ 給水には地下水を使用する。
- ・ 給水中は監視し、ポンプやその他設備の作動状況を確認する。

エ 濾過機の点検

プール開演中，濾過機は水質管理のため常時使用するため，開園前に点検を行なう。

オ 濾過機の操作

- ・ 50mプール槽内に半分強ほど水が溜まった時点から濾過機を作動し配管内の汚れを排出する。
- ・ 濾過機の作動状況を常に点検確認する。
- ・ 定期的に除藻剤を投与し，藻の発生を防止する。

カ 最終の清掃及び開園準備

- ・ プール槽内のゴミなどの除去
- ・ 水質の維持管理
- ・ トイレ，シャワー，更衣室等の害虫駆除
- ・ フェンス，コースロープ，ベンチなどの設営
- ・ 時計の調節
- ・ 放送機材の点検
- ・ 監視従事者への監視業務の教育訓練
- ・ その他プール開園に必要な準備

6. 安全監視業務

監視業務においては，第一に利用者の安全確保に重点を置き，業務を行なうこと。

- ① 監視員全員が，消防署が実施する救急救命講習会（3時間コース以上）を受講し，これを受講した業務責任者を常時1名は配置すること。
- ② 監視員は12名以上確保し常時最低8名体制とする。ただし，7月1日から7月19日までの平日については最低6名体制とする。
- ③ 監視員は健康で水泳に自信がある者を配置する。
- ④ 監視員は常時施設内全域に監視の目が届く場所に配置し，事故・不法行為・災害等の防止に努める。
- ⑤ 開園前に，濾過機等の機械が正常に作動していることや，給排水口等の機具が正常であるか点検する。
- ⑥ プール槽ごとに1日3回以上水質検査を行い，良好な水質管理を行なう。
- ⑦ 小学校低学年以下の50mプールへの入場は禁止する。
- ⑧ 飛び込みは禁止する。
- ⑨ 雷時には遊泳を中止し，来場者を安全な場所へ避難誘導する。
- ⑩ 毎日開園前に，安全確保のためのチェックリストで確認する。
- ⑪ これ以外の事項については，熊本県の「プール安全標準指針」を遵守すること。

7. 安全監視体制

監視業務にあたっては，常勤8名以上とする。

※ 但し，7月1日～7月19日までの平日は，6名以上勤務する。

8. 巡 察

常駐による監視業務とし、監視の実態を査察し、状態変化に基づく警備計画の変更、或いは仕様書に基づく万全な監視体制を保持するため本部巡察員による巡察を効果的に行う。

9. 監視実施期間

期 間 7月1日～8月31日（62日間）

勤務時間 午前8時30分～午後6時30分

10. 報 告

業務終了後、日誌により報告を行う。また、監視業務運営上、受託者で判断できないときは、即刻宇土市教育委員会に報告を行い、指示を受ける。事故が発生したときは、宇土市教育委員会に内容や状況について即刻報告すると共に、その詳細について事故報告書を提出するものとする。

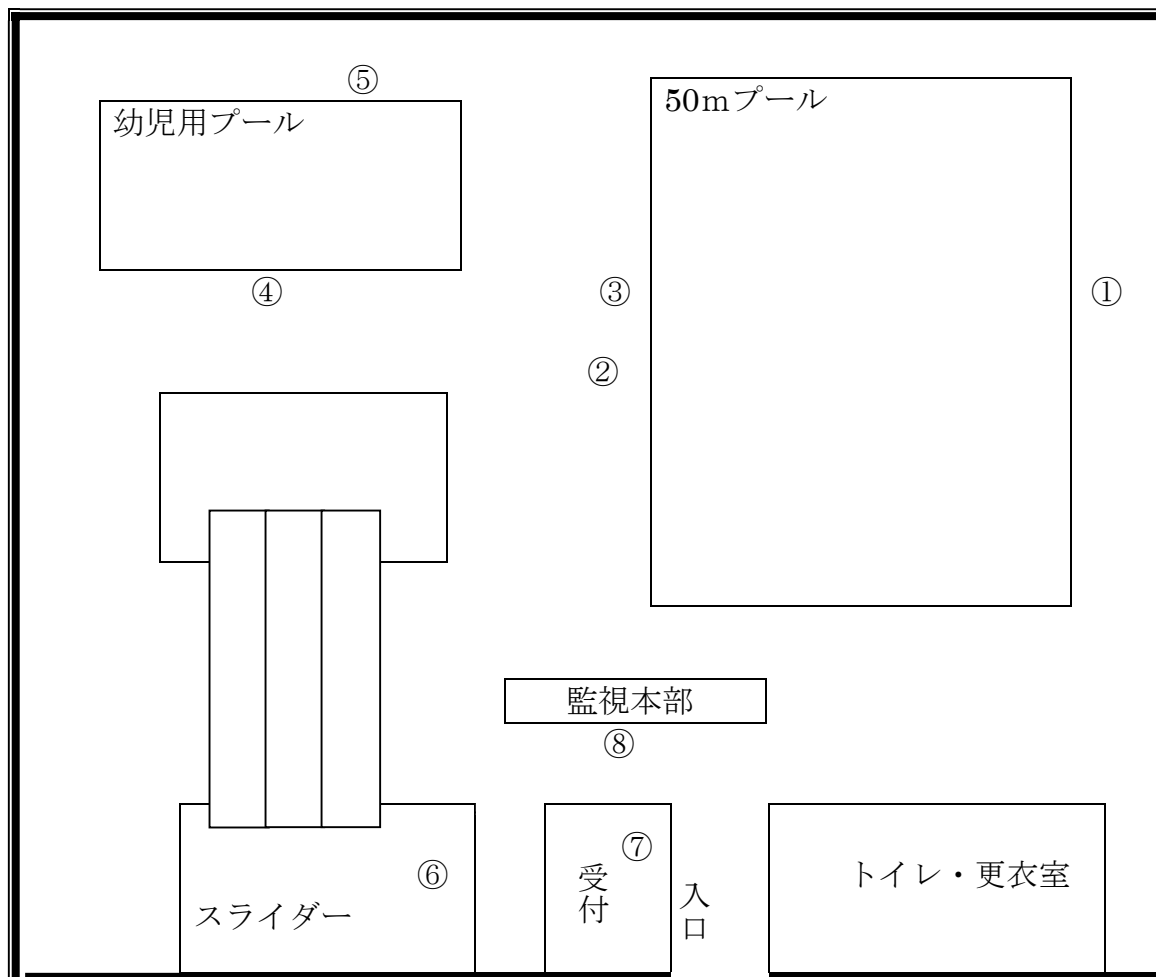
11. 損害賠償

警備業務を実施中に、宇土市及び従業員（監視員含む）並びに利用者を与えた身体上の損害や財産上の損害について、賠償責任保険に加入すること。

12. その他

この仕様書に定めのない監視業務実施上の事項については、宇土市、宇土市教育委員会、指定管理者で協議して定める。

市民プール受付・監視業務配置図



- ①50m プール監視
- ②50m プール監視
- ③50m プール監視
- ④幼児用プール監視
- ⑤幼児用プール監視
- ⑥スライダー監視
- ⑦受付
- ⑧監視